

障害者自立支援法制度の充実を求める件

本年4月からの障害者自立支援法の施行後、利用者負担が増加したことにより、低所得利用者等が通所施設などのサービス利用を控えたり、入所施設を退所する事例も生じています。また、利用実績に基づく報酬の日額払い方式の導入等により、特に通所施設の収支が悪化するなど、事業者を取り巻く環境も大変厳しいものとなっています。

このため、制度変更が及ぼす影響を重視した本市を始めとする多くの地方自治体では、独自にサービス利用者負担の軽減策や施設運営費等の支援策を行っていますが、本来これらは、国において措置されるべきものです。

また、障害者が安心して、安定した地域生活を送ることを支援するためには、法制度の充実や見直しが求められています。

よって、国会及び政府におかれては、障害者にとって必要なサービス利用が引き続き確保され、「障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現」という障害者自立支援法の理念が達成されるよう、下記の事項について速やかに措置を講じるよう強く求めます。

記

- 1 障害福祉サービス等の利用者負担について、障害者の世帯が負担可能な水準を、実態を踏まえて検討し、必要に応じた適切な制度見直しを図ること
- 2 施設・事業所が安定的な運営を行えるよう、その運営実態を踏まえ、日額払い方式の妥当性や日中活動系サービスの送迎加算の創設の必要性等について検討するとともに、報酬単価の適切な設定を行うなど、必要な措置を講じること
- 3 介護給付費等に係る国及び都道府県の負担については、市町村における支給決定内容を十分反映したものとするとともに、地域生活支援事業については、地域の実情に応じ、市町村の積極的な取り組みが可能となるよう、十分な財政措置を講じること
- 4 知的・精神・身体の障害三分野の障害特性を適切に反映した障害程度区分の認定がなされるよう、現在使用されている調査判定項目等の抜本的な見直しを図ること
- 5 一般企業への障害者就労の環境改善のため、企業側に担当者を配置するなど、実効性のある法的整備をすること
- 6 入所施設から地域移行するときの住まいの場である「グループホーム」・「ケアホーム」を三障害共通のサービスとして利用を可能にするとともに、「福祉ホーム」についても、国や県が義務的に経費を負担する事業として位置づけること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成18年12月15日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

様

仙台市議会議長

柳橋邦彦